

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

| No. | 推奨事業メニュー | 交付対象事業の名称 | 事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) | 事業始期 | 事業終期 |
|-----|---------------------------------|-------------------------|---|------|--------|
| 1 | ①食料品の物価高騰に対する特別加算 | 物価高騰対応定額給付金事業 | ①食料品等の物価高騰の影響下にある住民の生活を速やかに支援するため、1人当たり1万円の現金給付を行う。現金給付は家計の経済的な負担軽減に直接効果があるとともに、事務費の抑制も図ることができる。 ②住民への給付金及び事務費 ③給付金 140,000千円 10千円×14,000人=140,000千円 事務費 4,305千円 会計年度任用職員人件費815千円、消耗品100千円、印刷費300千円、郵便料1,795千円、振込手数料1,155千円、その他140千円 ④町内の住民 | R8.2 | R8.4以降 |
| 2 | ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 | 学校給食費高騰支援事業 | ①物価高が続く中で子育て世帯への支援として、学校給食費の値上げ分を補助することで、保護者負担の軽減を図るとともに、質と量を落とすことなく給食の提供を維持する。なお補助金は各学校(給食会計)へ支給する(教職員は除く)。 ②給食費の値上げ分への補助金 ③補助金総額 9,355千円 小学校 児童数645人分×200食×値上げ分45円=5,805千円 中学校 生徒数355人分×200食×値上げ分50円=3,550千円 ④町内の小・中学生の保護者 | R7.4 | R8.3 |
| 3 | ③推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業 | 水道料金物価高騰対策事業(国のR7予備費分) | ①物価高が続く中で住民及び町内事業者への支援として、水道料金の値上げ分の減免を行うことで、住民及び町内事業者の増大した経済的負担の軽減を図る。 ②水道事業会計に繰り出し、水道料金の減免に係る費用 ③減免総額 28,231千円 ※うち国のR7予備費分:7,570千円 ・住民 21,965千円、事業者6,266千円 一般地区 24,748千円 口径13mm 5,383件×単価580円×年6回×消費税=20,606千円 口径20mm 185件×単価760円×年6回×消費税=928千円 口径25mm 38件×単価1,160円×年6回×消費税=291千円 口径30mm 12件×単価1,920円×年6回×消費税=152千円 口径40mm 15件×単価3,660円×年6回×消費税=362千円 口径50mm 5件×単価6,780円×年6回×消費税=224千円 口径75mm 2件×単価18,840円×年6回×消費税=249千円 口径150mm 1件×単価40,740円×年6回×消費税=269千円 口径100mm 2件×単価126,280円×年6回×消費税=1,667千円 保健休養地区 3,483千円 口径13mm 254件×単価780円×年6回×消費税=1,308千円 口径20mm 35件×単価960円×年6回×消費税=222千円 口径25mm 2件×単価1,460円×年6回×消費税=19千円 口径50mm 3件×単価8,140円×年6回×消費税=161千円 口径75mm 3件×単価22,700円×年6回×消費税=449千円 口径150mm 1件×単価49,160円×年6回×消費税=324千円 口径100mm 1件×単価151,440円×年6回×消費税=1,000千円 ④町内の住民及び事業者(公共施設は含まない) | R7.4 | R8.3 |
| 4 | ④消費下支え等を通じた生活者支援 | 水道料金物価高騰対策事業(国のR7補正予算分) | ①物価高が続く中で住民及び町内事業者への支援として、水道料金の値上げ分の減免を行うことで、住民及び町内事業者の増大した経済的負担の軽減を図る。 ②水道事業会計に繰り出し、水道料金の減免に係る費用 ③減免総額 28,231千円 ※うち国のR7補正予算分:20,661千円 ・住民 21,965千円、事業者6,266千円 一般地区 24,748千円 口径13mm 5,383件×単価580円×年6回×消費税=20,606千円 口径20mm 185件×単価760円×年6回×消費税=928千円 口径25mm 38件×単価1,160円×年6回×消費税=291千円 口径30mm 12件×単価1,920円×年6回×消費税=152千円 口径40mm 15件×単価3,660円×年6回×消費税=362千円 口径50mm 5件×単価6,780円×年6回×消費税=224千円 口径75mm 2件×単価18,840円×年6回×消費税=249千円 口径150mm 1件×単価40,740円×年6回×消費税=269千円 口径100mm 2件×単価126,280円×年6回×消費税=1,667千円 保健休養地区 3,483千円 口径13mm 254件×単価780円×年6回×消費税=1,308千円 口径20mm 35件×単価960円×年6回×消費税=222千円 口径25mm 2件×単価1,460円×年6回×消費税=19千円 口径50mm 3件×単価8,140円×年6回×消費税=161千円 口径75mm 3件×単価22,700円×年6回×消費税=449千円 口径150mm 1件×単価49,160円×年6回×消費税=324千円 口径100mm 1件×単価151,440円×年6回×消費税=1,000千円 ④町内の住民及び事業者(公共施設は含まない) | R7.4 | R8.3 |
| 5 | ②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援 | 富士見町エアコン設置促進事業 | ①近年の猛暑による熱中症リスク増加を踏まえ、住民の命と健康を守るため、物価高騰の影響を受けている生活保護世帯を含む住民税非課税世帯のエアコン設置等を支援する。 ②補助金、需用費、役務費 ③(補助金) 生活保護世帯:補助単価73千円×18件=1,314千円 住民税非課税世帯:補助単価48千円×70件=3,360千円 (需用費) 消耗品50千円+封筒代16千円=66千円 (役務費) 郵送料139千円(94円×1,470件)*案内通知・決定通知 振込手数料13千円 Cその他:「住民税非課税世帯エアコン設置促進事業」による県補助分2,994千円(73千円×18件、24千円×70件) ④生活保護世帯、住民税非課税世帯 | R8.2 | R8.4以降 |